

# 令和4年度不服申立処理状況詳細

## 1 調査対象等について

### ・調査対象

令和4年4月1日現在係属中及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に大阪市の機関（大阪市会、大阪市の委員会、出先機関及び大阪市が幹事団体である共同設置の機関の分も含みます。）に対して申立てが行われた全ての不服申立事件が対象となります。

### ・不服申立ての件数

不服申立ての件数は、処分ごと、不服申立人ごとに1件として数えています。<sup>1</sup>

### ・調査結果

不服申立ての類型や、不服申立ての根拠法令ごとの件数については、「令和4年度 不服申立ての処理状況」をご覧ください。

以下では、

「2 不服申立てについて」…不服申立て全体の件数動向等

「3 新法に基づく審査請求について」…新法に基づく審査請求の処理内訳等

「4 審理期間について」…行政不服審査会に諮問された場合の審理期間等

「5 その他」…行政不服審査会における諮問状況等

を掲載しています。

## 2 不服申立て<sup>2</sup>について

### ① 新規<sup>3</sup>不服申立ての件数推移について

令和4年度に大阪市に対して新たに不服申立てされた件数は149件で、前年度に比べて270件減少しています。

平成28年度以降の推移は、次表のとおりです。

---

<sup>1</sup> よって、例えば、A局及びB区役所が行った部分公開決定それぞれ1件に対して、1通の審査請求書により審査請求が提起された場合でも、2件の審査請求となります。保護者が同一の3名の児童に対して、それぞれ一時保護処分が行われ、それらに対し、保護者1名から1通の審査請求書が提出された場合でも、3件の審査請求となります。

<sup>2</sup> 「不服申立て」は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び特別法に基づく不服申立て全てです。

<sup>3</sup> 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに申し立てられたものです。

年度	件数
平成 28 年度	204
平成 29 年度	137
平成 30 年度	374
平成 31・令和元年度	329
令和 2 年度	406
令和 3 年度	419
令和 4 年度	149

② 新規不服申立ての根拠法別件数について根拠法別の件数は、下表のとおりです。

行政不服審査法第 2 条（審査請求・処分）	116 件
行政不服審査法第 3 条（審査請求・不作為）	16 件
行政不服審査法第 5 条（再調査請求）	3 件
行政不服審査法第 6 条（再審査請求・処分）	1 件
地方税法 432 条（固定資産の審査の申し出）	13 件
<b>合計</b>	<b>149 件</b>

旧行政不服審査法に基づく不服申立てはありませんでした。

③ 新規不服申立ての申立先別件数について申立先別の件数は、下表のとおりです。

申立先	4 年度
市長	130 件
水道局長	0 件
建築審査会	0 件
教育委員会	3 件
人事委員会	2 件
選挙管理委員会	0 件
監査委員	0 件
固定資産評価審査委員会	13 件
市会議長	1 件
<b>合計</b>	<b>149 件</b>

④ 新規不服申立ての事件類型別件数について

新規不服申立ての事件類型別の件数は、下表のとおりです。

類型	件数
情報公開	22
個人情報開示	18
精神障害者保健福祉手帳	17
市税	13
生活保護徴収金	12
その他※	48

※新規申立件数が10件未満のものをまとめています。

⑤ 年度ごとの処理<sup>4</sup>件数の推移について

平成 28 年度以降の処理件数の推移は、次表のとおりです。

年度	件数
平成 28 年度	206
平成 29 年度	180
平成 30 年度	286
平成 31・令和元年度	216
令和 2 年度	185
令和 3 年度	394
令和 4 年度	231

⑥ 令和 4 年度の不服申立てに係る処理内容別件数について

令和 4 年度に不服申立てに係る処理が行われた 231 件のうち、処理内容別の件数は下表のとおりです。

認容 <sup>5</sup>	23 件
棄却 <sup>6</sup>	161 件
却下	28 件
取下げ	19 件

⑦ 令和 4 年度の裁決内容別の割合について

令和 4 年度中に裁決が行われた 212 件のうち、一部でも認容となったのは 23 件で和割合は 11% です。

---

<sup>4</sup> 「処理」には、裁決されたものだけでなく取り下げられたものを含んでいます。

<sup>5</sup> 請求の一部でも認容されているものは「認容」としています。

<sup>6</sup> 一部棄却・一部却下は「棄却」としています。

### 3 審理期間<sup>7</sup>について

大阪市行政不服審査会、大阪市情報公開審査会、大阪市個人情報保護審議会の答申を経て裁決され案件における審理期間等

#### ＜大阪市行政不服審査会＞

手続	日数（平均）
審査請求から審理員指名まで <sup>8</sup>	72 日
審理員指名から審理員意見書提出まで	264 日
審理員意見書提出から諮詢まで	45 日
諮詢から答申まで	144 日
答申から裁決まで	88 日
(審査請求から裁決まで)	625 日

#### ＜大阪市情報公開審査会＞

- ・情報公開審査会の答申を受けて裁決された場合

諮詢から答申まで	618 日
答申から裁決まで	28 日
(審査請求から裁決まで)	764 日

#### ＜大阪市個人情報保護審議会＞

- ・個人情報保護審議会の答申を受けて裁決された場合

行政不服審査会への諮詢から答申まで	899 日
答申から裁決まで	34 日
(審査請求から裁決まで)	1015 日

<sup>7</sup> 不服申立日から裁決日までの日数から補正に要した日数（補正命令日から補正書収受日の間の日数）を引いて算出しています。なお、大阪市では、行政不服審査法第16条に基づく標準審理期間は未設定です。

<sup>8</sup> 補正に要した日数を除いています。